

2018年のGDP成長率は6.6% ～安定成長維持も、下振れ圧力がなお存在

中国投資銀行部
中国調査室

メインピックス	2
2018年のGDP成長率は6.6%～安定成長維持も、下振れ圧力がなお存在	2
【GDP】2018年のGDP成長率は前年比6.6%増	2
【鉱工業】一定規模以上工業企業の付加価値ベース生産高は6.2%増	2
【投資】固定資産投資は5.9%増、製造業投資と民間投資が加速	2
【不動産】不動産開発投資は9.5%増	3
【貿易】貿易総額は9.7%増	3
【消費】社会消費財小売総額は9.0%増	4
【物価】CPIは2.1%上昇、PPIは3.5%上昇	4
【所得】1人当たり可処分所得は8.7%増	5
【金融】マネーサプライは8.1%増、社会融資額が連続減少	5
【外貨準備】12月末の外貨準備残高は3兆727億ドル	5
【FDI】対中直接投資額は0.9%増	6
【ODI】対外直接投資は4.2%増	6
【財政】財政収入は6.2%増、財政支出は8.7%増	7
【生産面】工業生産が減速	8
【需要面】投資と消費の鈍化が大きい	8
【金融面】M2がやや改善したが、融資情勢が依然厳しい	9
【付表】経済指標一覧	10
人事労務コンサルティング情報/中智上海	11
HRのための個人所得税改正ポイント～	11
▶ 2019年1月1日から、新個人所得税法が施行されました。その中から、比較的企業のHRに関する内容をご紹介します。	
君合の中国法コラム	13
外商投資法(草案)の立法再開	13
▶ 改革開放40周年という節目の年であった2018年に、対外開放政策のアップデートを目的として、中国政府は、外資系企業の中国域内における投資に関する基本法となる外商投資法草案の審議を開始した。2018年12月末、全国人民代表大会常務委員会は外商投資法草案を一般公開し、パブリックコメントの募集を開始した。本稿では、外商投資法草案の立法経緯について簡単にご紹介した上で、草案の内容・特徴について説明し、今後の立法過程において留意すべき点について考察する。	
三菱UFJ銀行の中国調査レポート(2019年1月)	15

メインピックス

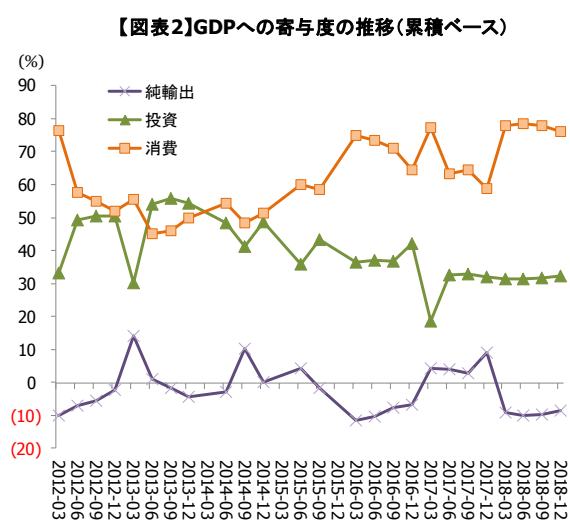
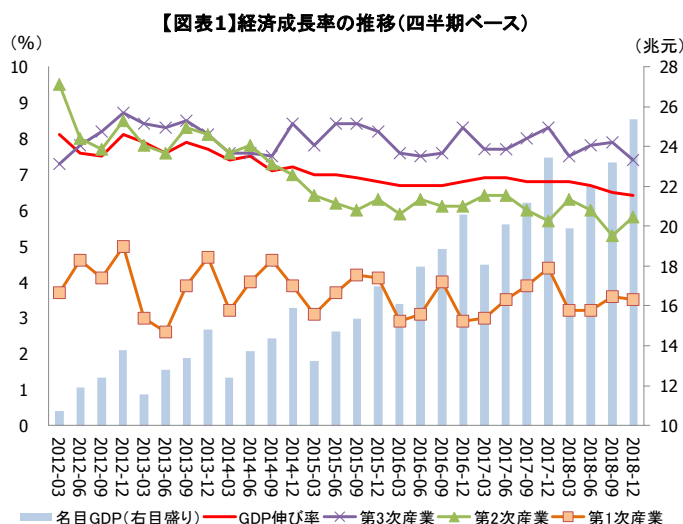
2018年のGDP成長率は6.6%～安定成長維持も、下振れ圧力がなお存在

I. 経済指標

【GDP】2018年のGDP成長率は前年比6.6%増

2018年の国内総生産(GDP)は90兆309億元であり、前年比の実質成長率は6.6%に達した。四半期別で見ると、第1四半期～第4四半期はそれぞれ6.8%、6.7%、6.5%、6.4%と減速傾向を示している。産業別では、第1次産業は前年比3.5%増の6兆4,734億元、第2次産業は同5.8%増の36兆6,001億元、第3次産業は同7.6%増の46兆9,575億元となった。第1・2・3次産業の名目GDPに占める割合はそれぞれ7.2%、40.7%、52.2%で、GDP成長率に対する貢献率はそれぞれ4.2%、36.1%、59.7%となり、GDPを0.3ポイント、2.4ポイント、3.9ポイント押し上げた(図表1、2)。

*以下全ての図表は国家統計局、税関総署、人民銀行、商務部、財政部のデータを基に作成



【鉱工業】一定規模以上工業企業の付加価値ベース生産高は6.2%増

2018年の一定規模以上工業企業付加価値ベース生産高は前年比6.2%増となり、伸び率は1～11月より0.1ポイント低下した。企業体別では、国有企業は前年比6.2%、株式型企業は6.6%、外資企業は4.8%の増加。業種別で見ると、採鉱業は2.3%、製造業は6.5%、電力、熱力、ガス及び水生産・供給業は9.9%の増加となった。12月単月の一定規模以上工業企業付加価値ベース生産高は前年同月比5.7%増となり、11月より0.3ポイント加速した(図表3)。

また、1～11月における一定規模以上工業企業の利益総額は6兆1,169億元と前年同期比11.8%増加した。一定規模以上工業企業の営業利益率は6.5%となり、前年同期より0.2ポイント上昇した。

【投資】固定資産投資は5.9%増、製造業投資と民間投資が加速

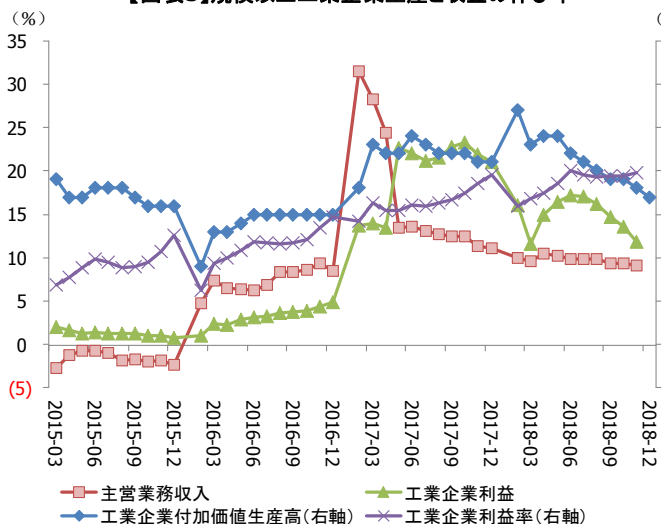
2018年の都市部固定資産投資は前年比5.9%増の63兆5,636億元となり、伸び率は1～11月と横ばい、前年より0.5ポイント加速した。うち民間投資は前年比8.7%増の39兆4,051億元で、伸び率は前年より2.7ポイント加速した(図表4)。

産業別では、第1次産業、第2次産業、第3次産業の投資伸び率はそれぞれ12.9%、6.2%、5.5%となった。

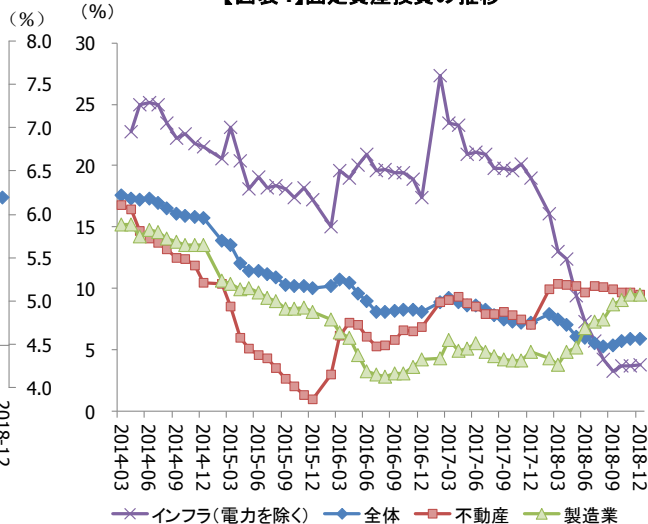
第2次産業のうち、工業投資は6.5%増で、うち採鉱業は4.1%増、製造業は9.5%増、電力、熱力、ガス及び水生産・供給業は6.7%減となった。第3次産業のうち、インフラ投資は3.8%増となった。

地域別では、東部地域は前年比5.7%増で、伸び率は1～11月より0.1ポイント低下。中部地域は10%増で横ばい、西部地域と東北地域はそれぞれ4.7%増と1%増で、伸び率は1～11月より0.8ポイント、0.3ポイント上昇した。

【図表3】規模以上工業企業生産と収益の伸び率



【図表4】固定資産投資の推移



【不動産】不動産開発投資は9.5%増

2018年の不動産開発投資は前年比9.5%増の12兆264億円となり、伸び率は1～11月より0.2ポイント低下した。そのうち、住宅投資は13.4%増の8兆5,192億円で全体の70.8%を占めた。販売減少、土地市場の低迷、企業融資に対する制限の影響を受け、2019年の不動産投資が縮小傾向にあるものの、在庫が既に2014年初の低水準となったことから、不動産投資を支える一因でもある。

2018年の不動産販売面積は前年比1.3%増の17億1,654万平方メートルとなり、伸び率は1～11月より0.1ポイント低下。うち住宅販売面積は2.2%増となった。東部、中部、西部と東北部の不動産販売面積はそれぞれ5.0%、6.8%、6.9%、▲4.4%となった。不動産販売額は前年比12.2%増の14兆9,973億円となり、伸び率は1～11月より0.1ポイント上昇し、うち住宅販売額は14.7%増となった。不動産在庫は5億2,414万平方メートルで、11月末より214万平方メートル減少した(図表5)。

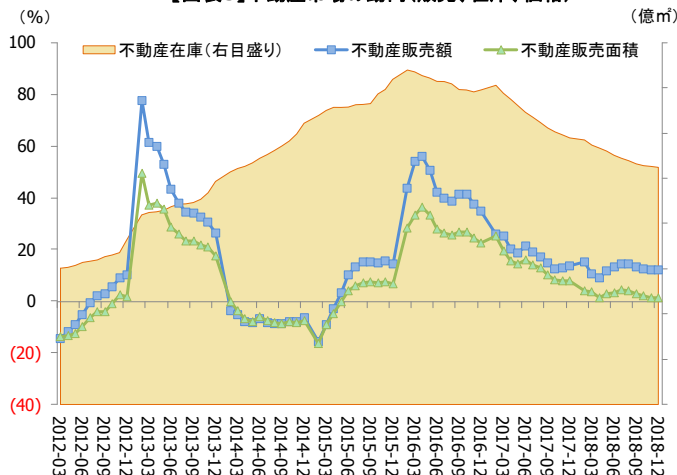
【貿易】貿易総額は9.7%増

2018年の貿易総額は前年比9.7%増の30兆5,050億円となった。そのうち、輸出は7.1%増の16兆4,177億円、輸入は12.9%増の14兆874億円となり、2兆3,303億円の貿易黒字を記録した。12月単月の貿易額は前年同月比1.2%減の2兆6,749億円で、そのうち、輸出は0.2%増の1兆5,349億円、輸入は3.1%減の1兆1,399億円となった(図表6)。

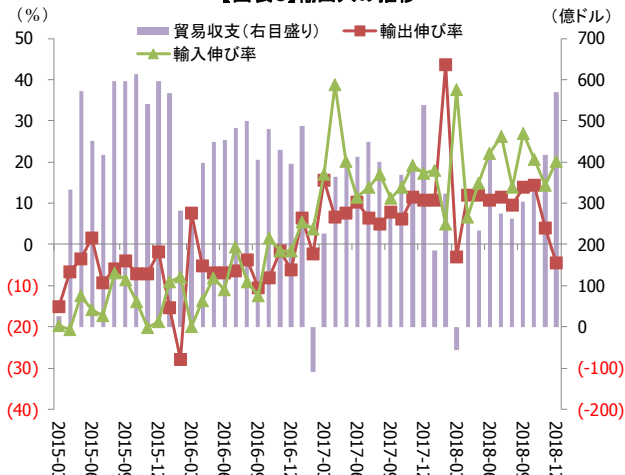
国・地域別でみると、2018年、中国のトップ3貿易先であるEU、米国、ASEANとの貿易額はそれぞれ7.9%、5.7%、11.2%拡大し、全体の41.2%を占めている。一帯一路沿線諸国との貿易額は13.3%増の8兆3,700億円となり、全体を3.6ポイント上回った。

貿易構造からみると、一般貿易の割合は57.8%と2017年より1.4ポイント上昇した。輸出製品のうち、機電製品の輸出額は7.9%増と輸出額の58.8%を占めており、うち自動車と携帯電話の輸出はそれぞれ8.3%増と9.8%増となったが、服装、玩具など労働集約型製品7類の輸出額は1.2%増と輸出額の19%を占めた。

【図表5】不動産市場の動向(販売、在庫、価格)



【図表6】輸出入の推移

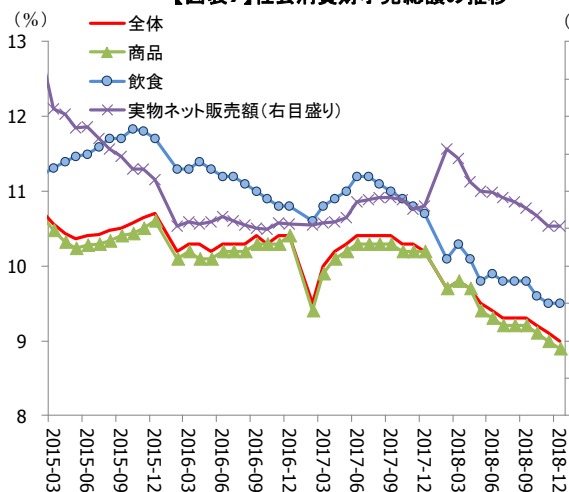


【消費】社会消費財小売総額は 9.0%増

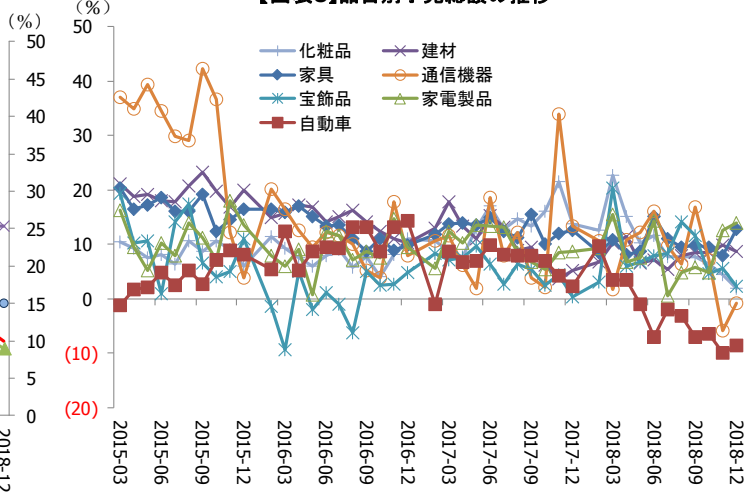
2018年の社会消費財小売総額は38兆987億元と前年比9.0%増加した。項目別では、飲食消費が9.5%増の4兆2,716億元、商品小売消費が8.9%増の33兆8,271億元となった。2018年のネット小売額は前年比23.9%増の9兆65億元となり、うち実物商品のネット小売額は25.4%増の7兆198億元で、社会消費財小売総額の18.4%を占めている。非実物商品のネット小売額は18.7%増の1兆9,687億元となった(図表7、8)。

12月単月の小売額は8.2%増の3兆5,893億元。このうち飲食は9.0%増の4,422億元、商品小売は8.0%増の3兆1,472億元となった。

【図表7】社会消費財小売総額の推移



【図表8】品目別小売総額の推移

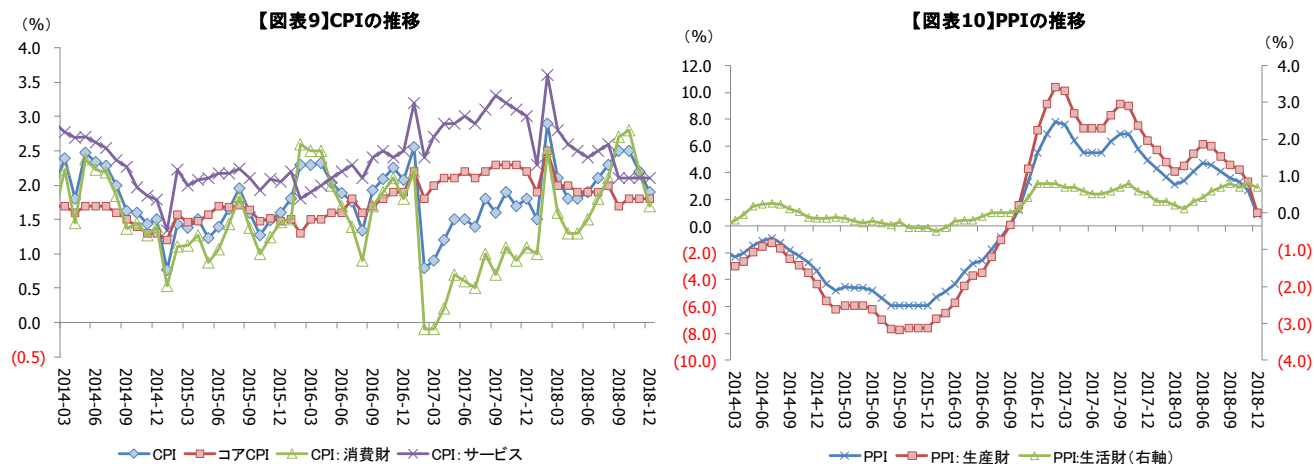


【物価】CPIは2.1%上昇、PPIは3.5%上昇

2018年12月の消費者物価指数(CPI)は前年同月比1.9%上昇し、上昇率は11月から0.3ポイント縮小した。食品は2.5%上昇し、前月と横ばい、全体の上昇率に0.48ポイント寄与した。非食品価格が1.7%上昇し、前月から0.4ポイント低下し、全体を1.38ポイント押し上げた。食品のうち、果物(9.4%)と野菜(4.2%)、非食品のうち、居住(2.2%)の上昇率が特に顕著であった。

12月の生産者物価指数(PPI)は前年同月比0.9%上昇したが、上昇率は11月より1.8ポイント縮小し、6ヶ月連続で上昇率が鈍化した。主要業種では、石油・天然ガス採掘(4.5%)、石油・石炭・その他燃料加工(5.7%)、化学原料・化学製品製造(0.5%)、非金属鉱物製品(5.3%)の上昇率が前月を下回り、鉄鋼製錬・圧延加工は2.7%の下落に転じた。

2018年通年で見た場合、CPIは前年比2.1%上昇し、上昇率は昨年より0.5ポイント拡大し、政府目標である3%前後に抑えることを実現した。PPIは同3.5%上昇し、上昇率は2017年より2.8ポイント縮小した(図表9、10)。



【所得】1人当たり可処分所得は8.7%増

2018年の1人当たり可処分所得は2万8,228円で、前年比の名目上昇率は8.7%、物価要因を除いた実質上昇率は6.5%となり、GDP成長率とほぼ同水準にある。常住ベースでは、都市部住民の1人当たり可処分所得は3万9,251円で、実質上昇率は5.6%増となり、農村部住民の1人当たり可処分所得は1万4,617円で、実質上昇率は6.6%増となった。都市部対農村部の所得格差は2.69倍で、前年より0.02ポイント縮小した。1人当たり可処分所得の中位数は8.6%増の2万4,336元となった(図表11)。

【金融】マネーサプライは8.1%増、社会融資額が連続減少

2018年12月末時点、狭義的マネーサプライM1(流通中現金と企業当座預金)残高は同1.5%増の55兆1,700億元で、伸び率は前年同期より10.3ポイント鈍化した。広義的マネーサプライM2(M1と企業定期預金、個人貯蓄預金など)残高は前年比8.1%増の182兆6,700億元で、伸び率は前年同期と横ばい(図表12)。

12月末時点の貸出残高は前年比12.9%増の141兆7,500億元となり、うち人民元建て貸出残高は同13.5%増の136兆3,000億元で、伸び率は前年同期より0.8ポイント拡大した。2018年の人民元建て新規貸出額は16兆1,700億元で、前年より2兆6,400億元増加した。

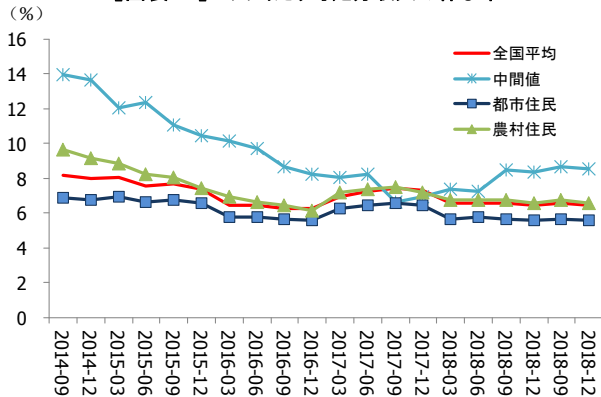
12月末時点の預金残高は前年比7.8%増の182兆5,200億元、うち人民元建て預金残高は同8.2%増の177兆5,200億元となった。2018年の人民元建て新規預金は13兆4,000億元で、前年より1,071億元減少。そのうち、個人預金、非金融企業、非銀行業金融機関の新規預金はそれぞれ7兆2,000億元、2兆1,600億元、1兆9,600億元となった。

12月末時点の社会融資総額残高は前年比9.8%増の200兆7,500億元となり、伸び率は前年同期より3.6ポイント鈍化した。2018年の新規社会融資額は19兆2,600億元で、前年より3兆1,400億元減少。その内訳をみると、企業債券、株式、地方政府専門債券、資産担保証券による融資が増加したが、委託貸出、信託貸出、銀行引受手形が減少した(図表13)。

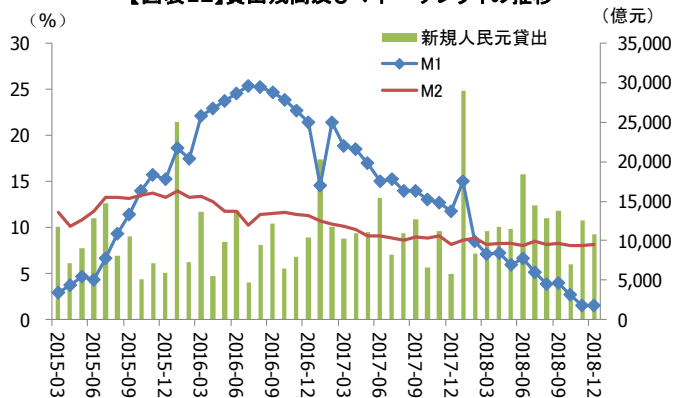
【外貨準備】12月末の外貨準備残高は3兆727億ドル

2018年12月末時点の外貨準備残高は3兆727億ドルで、11月末より110億1,500万ドル増加し、2ヶ月連続の増加となった。外貨準備高は2018年2月に13ヶ月ぶりの減少を記録、その後の6、7月がプラスに転じたが、8、9、10月が再びマイナス、11、12月はプラスと推移してきた(図表14)。

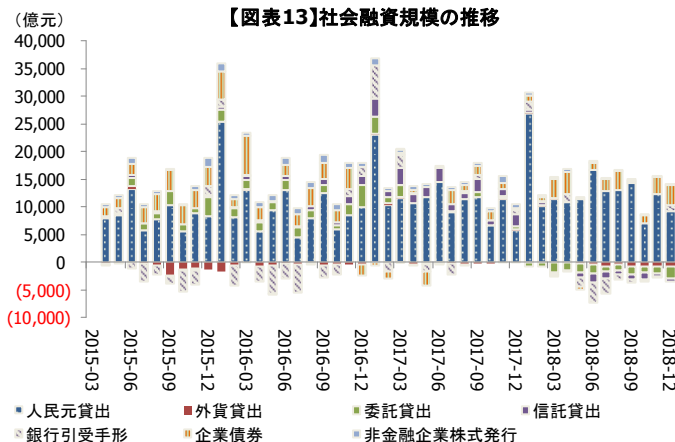
【図表11】一人当たり可処分収入の伸び率



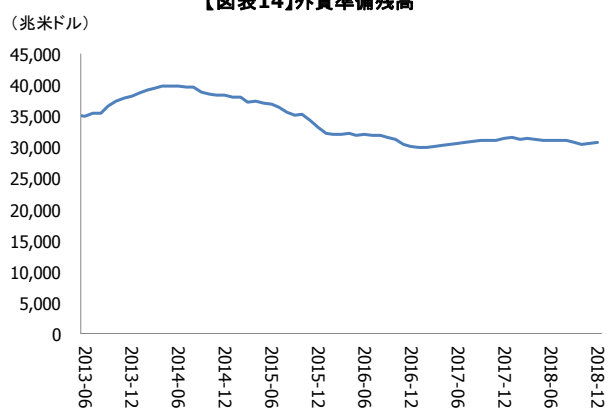
【図表12】貸出残高及びマネーサプライの推移



【図表13】社会融資規模の推移



【図表14】外貨準備残高



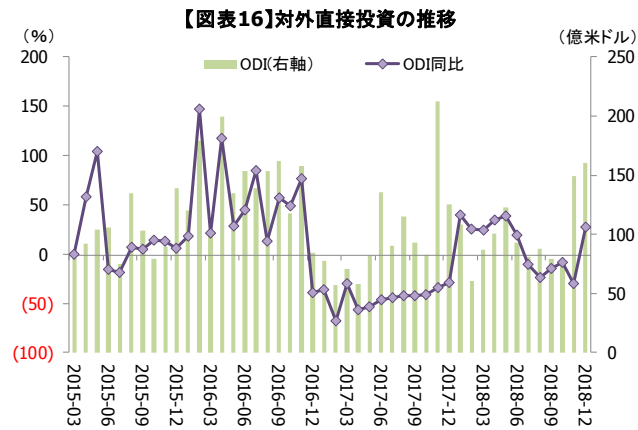
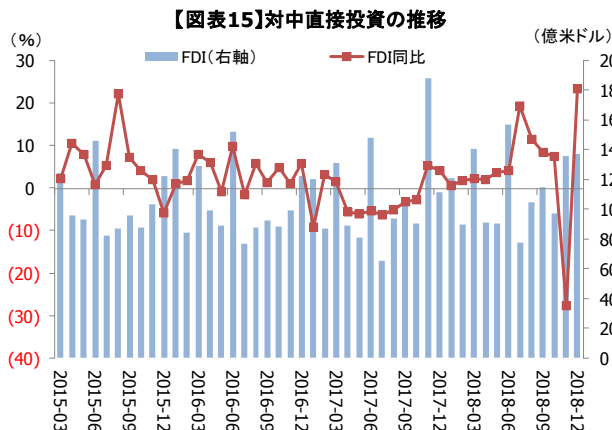
【FDI】対中直接投資額は 0.9%増

2018年の対中直接投資実行額(FDI、金融業を除く)は前年比0.9%増の8,856億1,000万元(ドル換算では3%増の1,349億7,000万ドル)となり、新設された外資企業数は69.8%増の65,533社に上った。12月単月の対中FDI実行額は前年同月比24.9%増の923億4,000万元(ドル換算では23.2%増の137億1,000万ドル)、新設外資企業数は20.5%増の5,830社だった(図表15)。

産業別では、製造業への投資は前年比20.1%増で全体の30.6%を占めた。そのうち、ハイテク製造業は35.1%増と高い伸びを示した。国・地域別では、韓国(24.1%増)、日本(13.6%増)、イギリス(150.1%増)、ドイツ(79.3%増)からの投資が好調だった。

【ODI】対外直接投資は 4.2%増

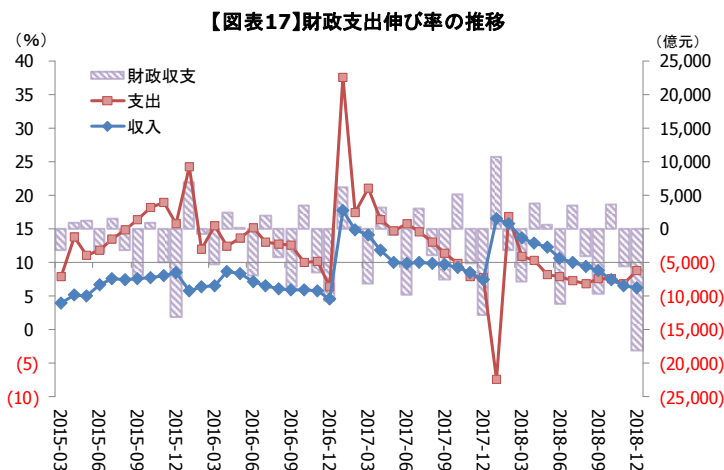
2018年の中国企業による対外直接投資(ODI)は前年比4.2%増の1,298億3,000万ドルとなり、うち金融業への直接投資は同105.1%増の93億3,000万ドル、非金融業への直接投資は同0.3%増の1,205億ドルとなった(図表16)。そのうち、リース・商務サービス業、製造業、卸売・小売業、採掘業の全体に占める割合はそれぞれ37%、15.6%、8.8%、7.7%だった。第3次産業への投資額は3.6%増の842.5億ドルで、69.9%を占めた。地域別では、「一帯一路」沿線56ヶ国への投資額は前年比8.9%増の156億4,000万ドルに達し、全体の13%を占めている。2018年に行ったM&A取引は405件で、取引額は702億6,000万ドルとなった。



【財政】財政収入は 6.2%増、財政支出は 8.7%増

2018年の全国における一般公共予算収入は前年比6.2%増の18兆3,352億元となり、伸び率は前年より1.2ポイント低下した。そのうち、中央は5.3%増の8兆5,447億元、地方は7%増の9兆7,905億元。税収は8.3%増の15兆6,401億元で、税収以外は4.7%減の2兆6,951億元で、伸び率はそれぞれ2.4ポイントと2.2ポイントの低下。項目別で見ると、国内増値税と消費税は9.1%、4%、企業所得税と個人所得税は10%、15.9%、輸入貨物増値税・消費税は5.7%の増加となっている。

2018月の全国における一般公共予算支出は8.7%増の22兆906億元となった。そのうち、中央は8.8%増の3兆2,708億元、地方は8.7%増の18兆8,198億元。政府性基金予算支出は32.1%増の8兆562億元、国有資本経営予算支出は6.7%増の2,159億元となった(図表17)。



II. コメント

2018年のGDP成長率は前年比6.6%増と、2017年の6.8%から0.2ポイント縮小し、1990年(3.9%増)以来の最低値を記録したものの、政府が掲げた「6.5%前後」の成長目標を達成した。2018年のGDPは90兆元を超え、米ドル換算で13兆6,000億ドルとなり、世界経済成長に対する貢献率は30%に近づいた。1人当たりGDPは64,644元、米ドル換算で9,700ドルを超えている。

三大需要の寄与率をみると、最終消費、資本形成と純輸出の経済成長寄与率はそれぞれ76.2%、32.4%と▲8.6%となり、最終消費と資本形成はGDPを5.0ポイント、2.1ポイント押し上げ、純輸出は0.6ポイント押し下げた。四半期ベースでみると、GDPに対する消費の押し上げがそれぞれ5.3ポイント、5.3ポイント、5.2ポイント、5.0ポイントと減速しており、投資の押し上げが2.1ポイントを保ち、純輸出が0.6~0.7ポイント押し下げたことから、成長減速に対する消費の影響が大きいことが分かった。

国家統計局の寧吉喆局長は21日に開いた会見で「2018年の経済運営は全体で見れば合理的な範囲内に収まった」と総括。米国との貿易摩擦激化など外部環境が複雑さを増す中、政府目標である6.5%前後の成長を達成したことを評価した。米中貿易摩擦の経済成長への影響については、「影響があるものの、政府が「6つの安定」(雇用、金融、貿易、外資、投資、予想の安定)政策を講じたことから、全体としてはコントロールできた」と説明した。2019年の経済動向について、「外部環境はさらに厳しく複雑さを増し、国内の構造的な

矛盾も依然として多い」としながらも、「合理的な水準の経済成長を維持し、健全かつ持続可能な経済成長を実現できる。単月や四半期ごとの指標は変動があるかもしれないが、過度に心配することはない。重要なのは通年の指標や趨勢だ」と強調した。

【生産面】工業生産が減速

2018年の工業付加価値生産高の伸び率は6.2%増と、2017年より0.4ポイント低下した。四半期ベースではそれぞれ6.8%、6.6%、6.0%、5.7%と減速傾向を示している。採鉱業と電力・熱力・ガス及び水生産・供給業の伸びは2017年より小幅上昇したが、製造業が鈍化した。そのうち、自動車製造、電気機械製造、通用設備製造、紡績業の伸びはそれぞれ7.3ポイント、3.3ポイント、3.3ポイント、3.0ポイント鈍化。一方、鉄鋼製錬、非鉄金属製錬の伸びは6.7ポイントと6.3ポイント上昇した。

新旧原動力の転換が加速しており、高技術製造業、戦略的新興産業、設備製造業(Equipment manufacturing)の付加価値生産高の伸び率はそれぞれ11.7%、8.9%、8.1%となり、全体を5.5ポイント、2.7ポイント、1.9ポイント上回ったが、6つの高エネルギー消費産業の生産高は全体を3.1ポイント下回った。新興工業製品のうち、新エネルギー自動車、バイオ繊維、スマートテレビ、リチウム電池、集積回路の生産量はそれぞれ40.1%、23.5%、18.7%、12.9%、9.7%の増加となった。

【需要面】投資と消費の鈍化が大きい

▶ 投資：インフラ投資が下押し要因

2018年の固定資産投資は5.9%増で、1～11月と横ばい、2017年より1.3ポイント低下した。内訳を見ると、インフラ投資(電力を除く)は1～11月より0.1ポイント上昇の3.8%、製造業投資は横ばいの9.5%、不動産投資は0.2ポイント低下の9.5%となった。製造業投資のうち、技術改造投資と設備製造業投資、高技術産業投資はそれぞれ14.9%増、11.1%増、14.9%増で、全体を5.4ポイント、1.6ポイント、9ポイント上回った。

ハイエンド製造業の発展および汚染防止関連投資の拡大が製造業投資を推進したが、PPIの低下、企業収益の減少、需要の低下により、2019年の製造業投資は鈍化する可能性がある。また、不動産企業の土地購入費の増加が不動産投資を促進したが、その効果の減退、不動産関連企業の土地購入意欲の低下などから、2019年の不動産投資も鈍化傾向が続くと見込まれる。

インフラ投資に関して、経済成長や雇用を安定化させるという政策基調の下、2018年12月から発展改革委が鉄道分野などのインフラ投資プロジェクトの承認を加速しているが、地方政府債務や金融リスク防止という背景下、インフラ投資の大幅な増加は困難で、緩やかな回復になる可能性が高い。

▶ 消費：自動車の下押し要因

2018年の社会消費財小売総額の名目と実質伸び率はそれぞれ9.0%と6.9%となり、2017年よりそれぞれ1.2ポイントと2.1ポイント低下した。商品小売と飲食収入がそれぞれ1.3ポイントと1.2ポイント低下。最大の割合を占める自動車消費が5.6%から▲2.4%に8ポイント低下し、主な下押し要因になった。不動産関連の建材、家具、家電消費もそれぞれ2.2ポイント、2.7ポイント、0.4ポイント低下した。自動車を除いた社会消費財小売総額の伸び率は10.3%と前年より0.4ポイント低下した。

エンゲル係数が前年より0.9ポイント低下の28.4%、サービス消費の割合が前年より0.3ポイント拡大の49.5%となった。経済成長に対する消費の貢献率は3年連続で50%以上を維持し、実物消費からサービス消費へと消費構造の最適化が進んでいる。飲食収入(9.5%)の伸び率が商品小売(8.9%)を上回り、旅行、文化、情報消費などのサービス消費が堅調に伸びた。このほど、発展改革委、工業情報化部、商務部など10部門は自動車や家電への補助金交付など24項目の消費促進策を打ち出した。一方、所得の伸び鈍化、雇用圧力の増大、家計部門の負債率拡大を考慮すれば、その効果が限定的であり、2019年の消費は依然として下振れ圧力は大きいと思われる。

▶ 貿易：輸出情勢が厳しい

中国の貿易額は2005年に10兆元、2010年に20兆元を超えた後、2018年に30兆元の大台を超え、史上最高値を更新した。一方、12月単月のデータをみると、米ドル建てでは、輸出が前年同月比4.4%減、輸入が同7.6%減でいずれもマイナスとなり、11月よりそれぞれ8.3ポイントと10.5ポイント低下、輸出は2016年

12月、輸入は2016年7月以降の最大の下落幅となった。輸出の駆け込み需要の反動、外需の不振、国内消費市場の低迷などが要因とみられる。

税関総署の李魁文報道官は「2018年の貿易は安定的に成長した」と総括。輸出の駆け込み需要、貿易安定化措置の顕在化などを好材料として挙げた。2019年の見通しについて、「全体的に見れば、国内経済が長期に渡り安定的に上向いていく傾向に変わりはない」としたが、「外部環境は複雑で厳しく、不確定、不安定な要素が依然として多いことに加え、前年同期の数字が大きかったことから、2019年の貿易伸び率は鈍化する可能性がある」と認めた。

世界経済は下振れ圧力が増大し、中米貿易摩擦が長期化する中、2019年の中国の貿易情勢はさらに厳しく、輸出入ともに減速傾向にあり、貿易黒字の縮小が予測されている。特に第1四半期の輸出は悪化する可能性が高いとみられる。

【金融面】M2がやや改善したが、融資情勢が依然厳しい

12月時点の新規社会融資規模は1兆5,900億元と前年同月と横ばいだったが、社会融資総額残高は同9.8%増と11月より0.1ポイント低下、14ヶ月連続の下落となった。12月時点のM2は11月より0.1ポイント上昇の8.1%となり、目標型中期貸出制度(TMLF)¹の実施、再貸付・再割引枠の拡大、および前年同期の数字が低かったことが要因である。オフバランスからオンバランスへの復帰が求められる中、新規人民元貸出が社会融資規模に占める割合は81.4%と、2003年以降の最高となったが、オフバランス融資は前年同期より6兆5,000億元減少した。

2018年以来、預金準備率の引き下げ(5回)を通じて流動性供給を増強したが、M2伸び率をみれば、信用創造は依然として不十分である。銀行のオンバランス資金は潤沢であるが、理財商品や金融機関の資産管理業務規定の実施、景気減速によるリスク選好の低下により、大量の資金は銀行内に溜まり、実体経済へ流れ込んでいない。一方、オフバランスでは、金融レバレッジ解消や監督管理強化を受け、シャドーバンキング規模が縮小しており、従来、中小企業や民営企業の主な融資手段であったオフバランス融資が縮小し続け、2018年は▲2兆9,300億元と初めてのマイナスとなり、民営企業の資金調達が一層難しくなった。

1月初に開かれた人民銀行の2019年工作会議では、重点分野における金融リスクの防止・解消、シャドーバンキングリスクの解消を強調した。人民銀行は再貸付と再割引、預金準備率引き下げといった措置を通じて、小規模零細企業・民営企業に対する資金供給への拡大を誘導している。今後の金融政策は積極的な財政政策と協働しながら、企業の投資意欲を引出し、資金需要を拡大させるとともに、基礎通貨の供給を拡大し、実体経済への支援を強化することが必要である。

世界経済の成長鈍化、中米貿易摩擦を中心とする外部環境の動揺に加え、中国内部には金融レバレッジ解消、地方政府債務整頓、不動産調整、在庫解消といった多様な課題に直面している。短期的にデフレーションや雇用減リスク、中長期的には貿易摩擦や人口危機リスクが高まっている。供給側(サプライサイド)構造改革の5つの課題のうち、過剰生産能力、不動産在庫、債務の解消はほぼ完了しており、今後の政策重点は企業コストの削減と脆弱分野の補強に重点を置きながら、減税、民間投資の促進、国有企業改革、金融リスク防止などに取り組んで、経済の安定成長を維持することが必要である。

中米貿易摩擦の不確定性が増すほか、経済の下振れ圧力が増大し、市場の悲観ムードが広まっている。最近開かれた地方の人民代表大会で、多数の省は2019年の経済成長率目標を引き下げ、下げ幅は0.5~1.5ポイントとなっている。2019年の見通しについて、経済成長の緩やかな減速はこれからも続き、外需の下振れ圧力が高まる中、中国政府は内需拡大に力を入れている。個人所得税法改正、自動車や家電への補助金交付といった消費刺激策の実行効果に伴い、中国経済は下半期から回復の見込みがあり、通年の経済成長率は6.0~6.5%に減速すると予測されている。

¹ TMLF: Targeted Medium-term Lending Facilityの略称。所定条件に合った商業銀行の申請により、中央銀行が1年期の貸出を供与する。最長は3年。1月23日に2,575億元を実行、金利は3.15%。

【付表】経済指標一覧

項目	単位	2016年				2017年				2018年			
		1-3月	1-6月	1-9月	1-12月	1-3月	1-6月	1-9月	1-12月	1-3月	1-6月	1-9月	1-12月
国内総生産(GDP)	兆元	15.8526	34.0637	52.9971	74.4127	18.0683	38.1490	59.3288	82.7122	19.8783	41.8961	65.0899	90.0309
累計ベース(前年比)	%	6.7	6.7	6.7	6.7	6.9	6.9	6.9	6.9	6.8	6.8	6.7	6.6
		1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	9-12月	1-3月	4-6月	7-9月	7-9月
四半期ベース(前年比)	%	6.7	6.7	6.7	6.8	6.9	6.9	6.8	6.8	6.8	6.7	6.5	6.4
第一次産業	兆元	0.8803	2.2097	4.0666	6.3671	0.8654	2.1987	4.1229	6.5468	0.8904	2.2087	4.2173	6.4734
前年比	%	2.9	3.1	3.5	3.3	3	3.5	3.7	3.9	3.2	3.2	3.4	3.5
第二次産業	兆元	5.9570	13.4250	20.9415	29.6236	7.0005	15.2987	23.8109	33.4623	7.7451	16.9299	26.2953	36.6001
前年比	%	5.8	6.1	6.1	6.1	6.4	6.4	6.3	6.1	6.3	6.1	5.8	5.8
第三次産業	兆元	9.0214	18.4290	27.9890	38.4221	10.2024	20.6516	31.3951	42.7032	11.2428	22.7576	34.5773	46.9575
前年比	%	7.6	7.5	7.6	7.8	7.7	7.7	7.8	8.0	7.5	7.6	7.7	7.6
鉱工業生産(付加価値ベース)	%	5.8	6.0	6.0	6.0	6.8	6.9	6.7	6.6	6.8	6.7	6.4	6.2
全社会固定資産投資	兆元	8.5843	25.8360	42.6906	59.6501	9.3777	28.0605	45.8478	63.1684	10.0763	29.7316	48.3442	63.5636
前年比	%	10.7	9.0	8.2	8.1	9.2	8.6	7.5	7.2	7.5	6.0	5.4	5.9
社会消費財小売総額	兆元	7.8024	15.6138	23.8482	33.2316	8.5823	17.2369	26.3178	36.6262	9.0275	18.0018	27.4299	38.0987
前年比	%	10.3	10.3	10.4	10.4	10	10.4	10.4	10.2	9.8	9.4	9.3	9.0
輸出入	兆元	5.2144	11.1335	17.5318	24.3344	6.1986	13.1412	20.2930	27.7921	6.7516	14.1227	22.2839	30.5050
前年比	%	-5.9	-3.3	-1.9	-0.9	21.8	19.6	16.6	14.2	9.4	7.9	9.9	9.7
輸出	兆元	3.0123	6.4027	10.0585	13.8408	3.3268	7.2097	11.1630	15.3318	3.5389	7.5120	11.8585	16.4177
輸出の前年比	%	-4.8	-2.1	-1.6	-2.0	14.8	15.0	12.4	10.8	7.4	4.9	6.5	7.1
輸入	兆元	2.2021	4.7307	7.4733	10.4936	2.8718	5.9315	9.1299	12.4603	3.2127	6.6107	10.4254	14.0874
輸入の前年比	%	-8.2	-4.7	-2.3	0.6	31.1	25.7	22.3	18.7	11.7	11.5	14.1	12.9
貿易収支	兆元	0.8102	1.6720	2.5852	3.3473	0.1643	1.2782	2.0331	2.8716	0.3262	0.9013	1.4331	2.3303
全国住民消費価格指数	前年同期	102.1	102.1	102.0	102.0	101.4	101.4	101.5	101.6	102.1	102.0	102.1	102.1
工業品出荷価格指数	=100	95.2	95.2	97.1	98.6	107.4	106.6	106.5	106.3	103.7	103.9	104.0	103.5
都市1人当たり可処分所得	元	9,255	16,957	25,337	33,616	9,986	18,322	27,430	36,396	10,781	19,770	29,599	28,228
前年同期比(実質ベース)	%	5.8	5.8	5.7	5.6	6.3	6.5	6.6	6.5	5.7	5.8	5.7	6.5
農村1人当たり純収入	元	3,578	6,050	8,998	12,363	3,880	6,562	9,778	13,432	4,226	7,142	10,645	14,617
前年同期比(実質ベース)	%	7.0	6.7	6.5	6.2	7.2	7.4	7.5	7.3	6.8	6.8	6.8	6.6
M2(M1+準通貨)	兆元	144.62	149.05	151.64	155.01	159.96	163.13	165.57	167.68	173.99	177.02	180.17	182.67
前年同期比	%	13.4	11.8	11.5	11.3	10.1	9.1	9.0	8.1	8.2	8.0	8.3	8.1
人民元預金増加額(年初より)	兆元	5.41	10.53	12.81	14.88	5.06	9.07	11.68	13.51	5.06	9.00	12.01	13.40
前年同期比	兆元	1.2600	-0.5660	-0.1889	0.0924	-1.3247	-1.4600	-1.1300	-0.8940	-0.9411	-0.0700	0.3257	-0.1071
人民元貸出増加額(年初より)	兆元	4.61	7.53	10.16	12.65	4.22	7.97	11.16	13.53	4.86	9.03	13.14	16.17
前年同期比	兆元	0.9301	0.7671	0.2558	0.9257	-0.3900	0.4400	1.0000	0.8800	0.6400	1.0600	1.9800	2.6400

注: 2016年以降の貿易統計およびFDIは人民元建て

出所: 国家統計局、人民銀行、税関総署、商務部などの統計をもとに当行中国調査室作成

MUFG バンク(中国) 中国投資銀行部
中国調査室 孫元捷

人事労務コンサルティング情報/中智上海

HRのための個人所得税改正ポイント～

2019年1月1日から、新個人所得税法が施行されました。その中から、比較的企業のHRに関係する内容をご紹介します。

I. 税項目体系の調整

税項目が、これまでの11項目から9項目に調整されました。例えば、給与賃金所得、労務報酬所得、原稿料所得、特許権使用料が総合所得に統合され、税率3%から45%まで7等級の累進課税になりました。

給与賃金所得	3%から45%の等級	➔	総合所得	3%から45%まで7等級の累進課税。
労務報酬所得	20%、高額なら追徴			居住者は年次源泉徴収、非居住者は月次又はその都度源泉徴収
原稿料所得	20%、課税額から30%控除		経営所得	5%から35%まで5等級の累進課税。年次源泉徴収
特許権使用料所得	20%			
個人経営工商業者の生産と経営所得	5%から35%まで5等級の累進課税		変更なし	
企業事業単位に対する経営の請負・賃借所得	5%から35%まで5等級の累進課税		廃止	
利息・配当所得	20%			
財産賃貸所得	20%			
財産譲渡所得	20%			
一時所得	20%			
その他所得	20%			

II. 居住者判断基準

新しい個人所得税法では、居住者基準が183日と明確化されました。

- ▶ 居住者: 中国国内に住所を有し、又は住所を有しないが一納税年度内に中国国内で満183日居住する個人は、居住者として中国国内外で取得した所得から、本法の規定に基づいて個人所得税を課税される。
- ▶ 非居住者: 中国国内に住所を有せずまた居住していない、若しくは住所を有せず一納税年度内に中国国内で183日に満たない期間居住する個人は、非居住者として、中国国内で取得した所得から、本法の規定に基づいて個人所得税を課税される。

III. 外国人の免税項目

2019年から2021年までの移行期間中は、専項付加控除または現行の免税項目のどちらかを選択して享受することができます。ただし、重複して享受することはできません。また、いずれかを選択した場合、一納税年度の途中で変更することはできません。

外国人免税手当	専項付加控除
住宅手当	家賃
子女教育費	子女教育
語学研修費	継続教育
食事手当、クリーニング費	住宅ローン利息
親族訪問費	大病医療
引越し費	老人扶養

IV. 参考資料

個人所得税改正に関する法令を、当倶楽部より日本語に翻訳させて頂きました。必要な方はリンク先をご参照ください。(日本語訳はあくまで参考であるため、正確な内容は原文をご参照ください。)

1. 「個人所得税特定項目付加控除暫定規則」に関する通知

日本語訳

⇒ http://www.ciicshjp-hrm.com/hr_news/kiji/20181227.html

中国語原文

⇒ http://www.ciicshjp-hrm.com/hr_news/kiji/20181227_cn.html

2. 個人所得税法改正後の優遇政策移行の問題に関する通知

日本語訳

⇒ http://www.ciicshjp-hrm.com/hr_news/kiji/20190103.html

中国語原文

⇒ http://www.ciicshjp-hrm.com/hr_news/kiji/20190103_cn.html

当資料は情報提供のみを目的として、中智上海によって作成されたものであり、当行はその正確性を保証するものではありません。また当該機関との取引等、何らかの行動を当行が勧誘するものではありません。

中智上海経済技術合作有限公司 中智日本企業倶楽部・智櫻会

グローバルにリードする人的資源総合サービスサプライヤーである中智は1987年、中央政府管理下の国有重点骨幹企業として設立されました。国内外に126社の支社機構を有し、76の国または地域で経済技術及び人材提携を展開しています。中智では現在、世界500強企業239社傘下の1057社や中国500強企業148社傘下の611社を含む全世界の企業7.6万社の企業やそこで勤めている202万名以上の中堅、上級技術者や管理者及び従業員へ人的資源の専門的サービスを提供しています。日系企業向けのサービスには中智日企倶楽部・智櫻会・中智日本サービスセンター・HR法務センターがあり、人事労務法務最新情報発信及びコンサル、人事アウトソーシング、日系企業の交流会等を提供しています。

君合の中国法コラム

外商投資法(草案)の立法再開

改革開放 40 周年という節目の年であった 2018 年に、対外開放政策のアップデートを目的として、中国政府は、外資系企業の中国域内における投資に関する基本法となる外商投資法草案の審議を開始した。2018 年 12 月末、全国人民代表大会常務委員会は外商投資法草案を一般公開し、パブリックコメントの募集を開始した。本稿では、外商投資法草案の立法経緯について簡単にご紹介した上で、草案の内容・特徴について説明し、今後の立法過程において留意すべき点について考察する。

I. 外国投資基本法の立法経緯

中国では 2015 年から、外資三法(中外合弁経営企業法、外資企業法、中外合作経営企業法)に替わる外商投資法の立法の模索を開始し、①2013 年 9 月に、上海自由貿易区において外資三法の実施を一時停止して、ネガティブリストに基づく管理制度の導入を試行し、②2015 年 1 月に、商務部が外資三法の一本化等について定めた外国投資法草案(意見募集稿)(以下「2015 年草案」という)を公布してパブリックコメントを募集し、③2016 年 10 月には、外資三法の修正に合わせて、商務部が「外商投資企業の設立及び変更届出管理に関する暫定弁法」を公布・施行して、ネガティブリストに記載のない外資企業の設立・変更については、事前の審査・認可が不要な届出管理制度を全国的に導入した。

上記の 2015 年草案が全 11 章 170 条から構成されていたのに対し、2018 年の外商投資法草案(以下「2018 年草案」という)では、全 6 章 39 条まで削減されている。なお、2015 年草案では、情報申告制度・安全審査制度、外商投資企業の監督・検査に関する条項が独立した章であったのに対し、2018 年草案ではそれぞれ 1 条にまとめられている。また、外国企業による投資促進、保護に関する制度がより強化されている。

II. 2018 年草案の特徴

(1) 投資の更なる促進

2018 年草案では、外商投資企業に対して内資企業と同等の待遇を認めることにより、より多くの外国投資を誘致しようとする政府の意図が伺える。具体的には次の通りである。①国による企業発展のための各種政策は、外商投資企業にも同様に適用する(第 9 条)。②外商投資企業は標準化に係る作業に平等に参加し、国の制定した強制標準も平等に適用する(第 15 条)、③国は、外商投資企業が政府の調達活動に公平に参加できるように保障する。政府の調達活動において、法に則り、外商投資企業が中国で生産した製品も平等に取り扱う(第 16 条)。

(2) 外商投資企業に対する保護

現状において、地方ごとに法の運用が異なり、外商投資企業の権益保護が一定ではない状況が存在しているが、2018 年草案では、これを改善しようとする意図が伺える。具体的には、各級の政府及びその関連部門は、規範性文書を作成するに当たって、違法に外商投資企業の適法な権益を損なったり、その義務を増やしてはならず、また市場への参入及び市場からの撤退について違法に条件を設けたりしてはならない(第 23 条)と定めている。また地方の各級の政府及びその関連部門は、外国投資者、外商投資企業に対して適法になされた政策に係る承諾及び適法に取り交わした各種契約を厳格に履行しなければならない旨が定められている(第 24 条)。これまでの裁判例では、税制優遇・国有土地使用権払下げなどに関する地元政府の政策文書及び政府トップの承諾があったにもかかわらず、地方政府との契約書に明記されていないことを理由に、外商投資企業による税制優遇・国有土地使用権払下げに関する主張を裁判所が支持しないことがあったが、今後は、このような状況は改善されていく可能性がある。更に、先進国から非難の的となっていた技術の強制

移転については、2018年草案において明確に禁止されている(第22条)。

Ⅲ. 今後の留意点

(1) 「外商投資」定義と範囲

2018年草案の第2条では、「外商投資」の定義を「外国の自然人、企業及びその他の組織(以下「外国投資者」という)が直接的または間接的に中国域内において行う投資活動」と定義した上で、その範囲を次のとおり定めている。①外国投資者が単独またはその他の投資者と共同で中国域内において行う新規プロジェクトへの投資、外商投資企業の設立、または増資。②外国投資者による M&A を通じた中国域内企業の株式・出資持分・財産持分またはその他の類似権益の取得。③外国投資者による、法律、行政法規または国務院が定めたその他方法を通じた中国域内における投資。なお、外国投資者が間接的に中国域内において行う投資活動も「外商投資」に該当すると定められているものの、「間接的」の定義が定められておらず、当該外国投資者の判断基準について、単に投資者の登記地に拠るのか、それとも実質的支配者の登記地まで遡るのかについては明確にされていないため、今後の立法の進捗を引き続きフォローしていく必要がある。

(2) 外資三法の廃止への対応

2018年草案が成立した場合、外資三法及びこれに関連する運用規則も同時に廃止されるが(第39条)、2018年草案でカバーしきれない部分については、法的根拠が欠如するケースが出てくる可能性がある。たとえば、ネガティブリストに記載の投資制限分野(外資比率を50%以下に制限されている付加価値的電信業務など)への投資について、外資三法では主管商務部門での審査・認可手続が必要である旨規定されているが、2018年草案では、審査・認可手続について規定されていないことから、審査・認可手続の要否が明確になっていない。また、2018年草案の成立に伴い、定款修正、解散清算等重要事項について「最高権力機関である董事会による全員一致決議」という中外合弁企業法の特別ルールも廃止になるため、合弁企業は、会社法に従って組織構成・定款を修正する必要が生じてくる。

当資料は情報提供のみを目的として、君合律師事務所によって作成されたものであり、当行はその正確性を保証するものではありません。また当該機関との取引等、何らかの行動を当行が勧誘するものではありません。

謝均 君合律師事務所パートナー

君合律師事務所は中国、海外に事務所を持つ中国最大級の事務所で、国際法律連盟(ILASA)より連続で中国のベスト弁護士事務所金賞に選ばれている。謝均弁護士は、一橋大学法学研究院にて法学修士を取得後、日本の法律事務所勤務を経て2015年5月から君合律師事務所へ転籍。外商投資、再編撤退、労務管理、M&Aの分野に強い。



三菱 UFJ 銀行の中国調査レポート(2019年1月)

- ニュースフォーカス No.2 2019
中国 惠州ー広東シリコンバレーの構築へ
http://rmb.bk.mufig.jp/files/topics/890_ext_02_0.pdf
業務開発室
- MUFG BK 中国月報 第156号 (2019年2月)
<https://count.bk.mufig.jp/c/Ccl0jr9vrpely4Haf21a4b7lid0jr9vtcbgir>
国際業務部
- MUFG BK CHINA WEEKLY 2019/1/23
<https://count.bk.mufig.jp/c/Ccl0jrbkg6rydiH828bfe77lid0jrbkhtcebq>
国際業務部
- MUFG BK CHINA WEEKLY 2019/1/16
<https://count.bk.mufig.jp/c/Ccl0jr1jkidohrHbf2c6342lid0jr1jm4wqrk>
国際業務部

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全て顧客御自身でご判断くださいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

MUFG バンク(中国) 有限公司 中国投資銀行部 中国調査室
北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大廈4階 照会先:石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214